

平成26年度内閣官房及び内閣法制局・内閣府本府調達改善計画の上半期自己評価結果
(対象期間:平成26年4月1日～平成26年9月30日)

平成26年11月14日
内閣官房及び内閣法制局・内閣府本府

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成26年度に開始した取組			目標の進捗状況		
II. 重点的に調達改善に取り組む分野						
1. 随意契約、一者応札の見直し 2. 庁費類(汎用的な物品・役務)の調達の見直し 3. 主要経費における調達の見直し ◎特殊かつ専門性が高い宇宙関係経費、遺棄化学関係経費 ◎政府広報経費 ◎防災関係経費 ◎勲章製造等関係経費		・主要経費を含む内閣官房及び内閣法制局・内閣府本府の調達全体に関して価格交渉を推進。 ・一者応札についてはメールマガジンの発行等による積極的な調達情報の発信等を実施。 ・幹事官庁として昨年度上半期時点と比較して多くの共同調達を実施するなど、重点分野における調達改善に取り組んだ。	・「随意契約における価格交渉の推進・検討チーム」による価格交渉や仕様の見直し等により主要経費を含む調達全体を対象に約11億円を削減。 ・一者応札については各種の取組により約25%を複数者応札に改善。 ・共同調達については昨年度上半期を上回る16件(15品目)の共同調達を実施し、参加官庁の事務軽減を図った。			
※詳細はIII. 具体的な取組内容において記載						
III. 具体的な取組内容						
1. 特に力点を置く取組 (1)価格交渉の推進 →当初提示額から前年度以上の削減を目指す。						
①「随意契約における価格交渉の推進・検討チーム」による推進						
・契約内容や価格交渉経緯を「価格交渉シート」に記録						
・「価格交渉事例集」を作成・情報共有し、効果的な事例を活用	—	・「価格交渉シート」及び「価格交渉事例集」により情報共有を図った。 ・チーム会合を開催し、効果的な価格交渉手法等の検討を行った。		○	—	26年度下半期も引き続き実施。
・定期的にチーム会合を開催し、効果的な価格交渉手法を研究						
②外部専門家による価格交渉の推進						
・調達アドバイザーやCIO補佐官の助言による見積額の精査や、仕様のスリム化						
・調達アドバイザーの助言より作成した「価格交渉心得・チェックリスト」の情報共有を図り、積極的な価格交渉による経費の削減	—	・調達アドバイザーやCIO補佐官の助言により、見積額の精査や仕様のスリム化を図った。 ・会計実務研修において「価格交渉心得・チェックリスト」の情報共有化を図った。	平成26年度上半期において150件の随意契約案件を対象に価格交渉や仕様書の見直しを実施。うち95件について10億7,851万円の削減効果があった(当初提示額の7.5%)。	○	—	26年度下半期も引き続き実施。
・特に主要経費のうち宇宙関係経費、遺棄化学関係経費については民間コンサルティング会社等と事業全体の進捗管理について別途契約を行い、仕様書、見積書の精査について助言を受けつつ経費の削減を目指す。	—	【宇宙関係経費】 JAXA(宇宙航空研究開発機構)の専門的知見を活用して経費の削減を目指した。 【遺棄化学関係経費】 民間コンサルティング会社と契約して経費の削減を目指した。		○	—	26年度下半期も引き続き実施。
③研修の実施						
復興庁、消費者庁の担当者も対象とした会計実務研修について、カリキュラムを見直し調達アドバイザーによる講演時間を更に増やし、具体的な事例を題材にした実践的なものとして更なる職員の価格交渉のスキルアップを図る。	—	復興庁、消費者庁の担当者も対象とした会計実務研修について ・講演時間の増加(H25 2h→H26 3.5h) ・過去の個別相談事例を題材とした実践的な内容 ・研修生による班別討議及び全体ディスカッションなど、プログラム内容の見直しを行い、調達アドバイザーによる特別講演を実施。		○	—	27年度も引き続き実施。
(2)システム関係経費の見直し →引き続き「システム関係」の調達における経費削減を目指す。			→前回の調達額(比較可能なもの)から17.6%の削減が図られた。			
・CIO補佐官の助言を含め、仕様の適正化や経費内容の精査。	—	・部局横断的に多数のシステム案件におけるシステムの構築・運用や賃貸借・保守の調達に関して、セキュリティ面を含めた仕様書確認、経費内容・見積額の精査及び業者間の見積比較について、CIO補佐官に助言を受けた。 ・仕様書については、引き続き、内閣府掲示板に仕様書模範例を掲載。	・仕様書の内容について、システムの専門的な立場から助言を得ることにより、職員の仕様書作成、業者との価格交渉及び見積精査等の能力向上が図られた。 ・仕様や機器構成の過大な部分の見直しを行うなど、仕様書の適正化・スリム化を実現。 上記の事から、セキュリティ面を確保した上で、調達額の縮減が図られた。	○	—	26年度下半期も引き続き実施。
・国庫債務負担行為での複数年契約の実施。	—	内閣府LANシステム関係、情報セキュリティなど複数の案件において、国庫債務負担行為での複数年契約を実施。	複数年契約を行うことにより、調達経費及び調達に係る事務の軽減が図られた。	○	—	26年度下半期も引き続き実施。
・機器の賃貸借における再リースの活用。	—	一部の複写機等の賃貸借及び保守契約で再リースを行った。	リース契約満了時の再リースを活用し、賃貸借料を削減。	○	—	26年度下半期も引き続き実施。

平成26年度内閣官房及び内閣法制局・内閣府本府調達改善計画の上半期自己評価結果
(対象期間:平成26年4月1日～平成26年9月30日)

平成26年11月14日
内閣官房及び内閣法制局・内閣府本府

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成26年度に開始した取組			目標の進捗状況		
(3)オープンカウンタ方式の活用						
引き続き「オープンカウンタ方式※1」を積極的に活用し、多数の者に競争参加の機会を広げる。 →前年度実施件数(70件※2)以上の件数を実施し、競争性の向上を図る。 ※1 少額随契における「見積合わせ」について、ホームページの「調達情報」に案件を掲載することにより、多数の者からの見積書を受け付ける。 ※2 沖縄総合事務局を除く。	-	平成26年度上半期オープンカウンタ実施件数 内閣官房・内閣府本府(沖縄総合事務局を除く):38件(前年度上半期17件、年間70件) 引き続き、ホームページ上において、統一的な留意事項を掲示し、簡易な方法により案件を掲載できるよう工夫を行い、実施案件を拡大。 沖縄総合事務局 引き続き、少額の調達案件をホームページに掲載するとともに、会計課カウンターに提示し周知を実施。	過去実績のある事業者のみではなく調達案件を知ることが可能。 受注希望者は、誰でも見積書を提出し受注する機会ができ、競争性の向上が図られた。 38件中、5者以上は21件、うち10者以上が13件の見積書の提出があった。 (通常の見積合わせでは3～5者による。)	○	沖縄総合事務局においては、見積書の提出が一人のみの調達案件が多く見受けられ(89件中56件)、また、10万円以下の少額案件も多いことから事務簡素化の観点なども考慮し、真に競争性ある案件に限って実施するなどの工夫が必要。	26年度下半期も引き続き実施。 ホームページへの掲載と並行して、メールマガジンの発信等の実施により周知拡大。 また、過去応札(見積書提出)実績のある事業者等にも積極的に周知を継続。 見積業者が一人のみの調達案件の多くは、複写機の保守等、離島での発注及び工事の類などが考えられるが、今後とも解消に努める。
(4)調達手法の改善						
①一者応札が継続している案件の随意契約への移行等						
複数年度にわたり同一業者による一者応札が継続し、改善が見込めない案件については、引き続き慎重に検討の上、公募に切り替え仕様のすり合わせや価格交渉を実施。	-	上半期において実施案件なし。 一方、これまでも入札等監視委員会において一者応札が継続している案件の改善方策については種々審議が行われてきたところであるが、10/3開催の同委員会においては、「スクリーニング・除染拠点における傷病者対応業務」の審議過程において、事業開始より一者応札であるため、随意契約への移行等について意見交換。	市場が無い、競争相手がいないという事実は、公募随契、価格交渉という契約手続きに向けた検討をすべきである旨意見あり。次年度の契約にあたっては、その方向で慎重に検討を実施することとした。	-	-	26年度下半期も引き続き案件があれば実施。 左記と同様の案件については、次年度の契約手続きについて慎重に検討を実施。
②総合評価の効果的な活用						
・システム関係の調達については、基準額以下の調達でも財務大臣への届出を行い、総合評価方式(加算方式)を活用。	-	内閣府LAN関係など4件の調達案件において実施。	・外部有識者やCIO補佐官を交えた総合評価を実施することにより、プロジェクト管理能力、システム開発、運用能力、セキュリティ、担当者のスキル及び費用対効果等を総合的に判断した適切な調達が可能であった。	○	-	総合評価方式の積極的な採用に努めるとともに、外部有識者やCIO補佐官を交え、業者の能力を総合的に判断し、業者を選定するようにしたい。
・引き続き可能なものについては、提案書の審査項目に過去の受注実績や経験・実績を過度に評価しない。	-	経済分析関係、科学技術関係、情報セキュリティ関係など複数の調達案件において実施。	入札参加者の参加機会の確保、競争性の維持が図られた。	○	-	26年度下半期も引き続き実施。
・価格による競争性を向上させるため、可能なものについては、価格点割合の引上げ、または、最低価格落札方式へ移行。	-	・26年度上半期総合評価落札方式の案件91件※中21件について、価格点の割合を基準(1:2)より高く設定(1.04:2～1.44:2)し入札を実施。 ※会計課負担官案件。不落随契を含み不調のものを除く。	・21件の平均(単純)落札率78.74%、それ以外のもの70件は82.55%と、価格点の割合を引き上げた案件の平均落札率の低下が見られた(平均落札率81.67%)。	○	調達手法の変更により履行上の品質低下等の問題が起きていないか事後検証が必要。	26年度下半期も引き続き実施。 今後、事後検証の方法等を検討。
・企画競争で調達していた案件のうち、可能なものについては、総合評価落札方式へ移行。	-	企画競争で実施していた「PFI手法を活用した案件の支援事業」について、平成26年度は総合評価落札方式に移行(上半期実施5件)。	上半期実施の5件については、平均落札率71.2%となった(企画競争の場合は概ね公告の提示額で契約)。	○		
・調査研究案件については、必要に応じて引き続き総合評価落札方式を効果的に活用。	-	多くの部局の調査研究案件において、総合評価落札方式を活用。	総合評価落札方式による調達は、調査研究案件において積極的に活用されており、より費用対効果に優れた調達となった。	○	-	26年度下半期も引き続き実施。
③積極的な調達情報の発信						
メールマガジン登録者の更なる拡大を図るなど、引き続きHPIにおける調達情報の提供を実施。また、メールマガジンを活用した積極的な調達情報の発信により、入札参加者の拡大、競争性の向上及び新規参入者へのサービスの向上を図る。	-	ホームページに新規調達内容を掲載した翌日に、その情報をメールマガジンで登録者へ配信している。 <配信内容> 以下の件名とURLを掲載しホームページに誘導 ・入札公示案件 ・市場価格調査案件 ・オープンカウンタ方式による見積合わせ	メールマガジン購読登録者数は、約600名となっている。 定量的な効果の検証は困難であるが、積極的な情報発信により参加者へのサービス向上に寄与している。 入札参加者の増加、オープンカウンタ方式による見積合わせ参加者が増大され、今まで以上に一層の競争が期待される。 市場価格調査の参加協力者が増加すれば、その効果が期待される。	○	メールマガジンの効果の把握について、検証が必要。	引き続き、メールマガジンの配信を実施。 メールマガジン配信先へアンケートを行うなど、メールマガジンの効果を把握すべく検討を行う。

平成26年度内閣官房及び内閣法制局・内閣府本府調達改善計画の上半期自己評価結果
(対象期間:平成26年4月1日～平成26年9月30日)

平成26年11月14日
内閣官房及び内閣法制局・内閣府本府

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成26年度に開始した取組			目標の進捗状況		
④市場価格調査の積極的な活用						
前年度実施件数(260件)程度の実施を目標に、引き続き入札公告前にホームページの「調達情報」に案件名を掲載し、多数の者から参考見積書を受け付けるとともに、仕様書(案)への意見を聴取する機会を設け、予定価格の精度の向上及び仕様内容の充実、実質的な公告期間の確保を図る。	—	平成26年度上半期208件について、入札公告に先立って市場価格調査を実施(前年度上半期186件、年間260件)。	入札公告に先立ち、案件名を公表し仕様書案を配付することにより、 ・実質的な公告期間を確保 ・仕様書への意見聴取や参考見積書の徴取が可能となり、競争入札の適正性の向上が図られた。	○	当方から業者に働きかけをしない限り、見積書の提出が無い場合もあり、業者に対する積極的な対応が必要。 入札公告に先立って可能な限り早期に実施することが必要。	26年度下半期も引き続き実施。 ホームページへの掲載と並行して、メールマガジンの発信等の実施により周知拡大。また、過去応札実績のある事業者等にも積極的に周知を継続。
⑤調達手法と職員事務負担の検証						
業務内容が多岐にわたる案件等について、仕様を分割した場合の経費や事務負担を検証し、次年度以降の調達手法の検討に資する。	○	業務内容が多岐にわたり一者応札が続いている「国際交流事業支援業務関係案件」について、入札等監視委員会による議論や調達アドバイザーを含め検討を実施。	業務分割、再委託の大幅緩和、公募随契への移行、複数案件の一括契約など様々な調達手法の可能性を見出しつつも、引き続き慎重に検討を継続。	○	調達方式の変更等による事業の遅延などのリスクを排除できないため、極めて慎重にならざるを得ない。	26年度下半期も引き続き検討を実施。
2. 分野別の具体的な取組 (1)随意契約・一者応札						
①随意契約の見直し →一般競争・公募への移行や見積額の精査により経費の削減を目指す。						
・発注条件、仕様書の見直し等による競争性のある契約(一般競争又は公募)への移行。	—	上半期実施案件なし。				
・随意契約審査委員会の更なる厳正な事前審査により適正性を確保。	—	事前審査により、真に限定される案件のみ随意契約とし、価格面についても厳密な精査を実施。	公募方式により透明性、公正性が向上。 見積経費の精査、企画競争における価格の評価対象項目化により、経済性が向上。	○	—	26年度下半期も引き続き実施。
・企画競争案件においては価格についても原則、評価の対象項目とする。	—	企画競争案件については、価格についても評価の対象項目とすることを原則とした。				
・価格交渉の推進(再掲)。	—				Ⅲ. 1. (1)に記載	
②一者応札の改善 →競争参加者の確保						
・入札予定案件を定期的に事前公表するなど積極的な情報提供。		調達予定案件の定期的な公表を実施。				
・公示開始日の前倒し、公示期間の延長。		可能な限り公告期間を確保。特に、国際交流事業支援業務関係案件などについては、引き続き、 ・原則30日以上公告期間を設定 ・仕様書の概要紙(1枚もの)の作成 ・説明会を開催 など業務内容の理解促進に努めた。			公告期間を長期に設定する取組みによる改善は、ある程度の行き詰まり感が否定できない。	26年度下半期も引き続き実施。
・わかりやすい仕様書や概要説明の1枚紙を作成。					これまで指摘されている国際交流事業支援業務関係案件については、左記取組みにもかかわらず、今年度も1者応札であった。引き続き、入札等監視委員会や調達アドバイザーによる検討を実施していく予定(再掲)。	業務に支障のない範囲で可能な限り受注資格要件等の緩和を引き続き検討。 また、可能な限り調達事務を前倒しし、公告期間だけでなく十分な履行期間の確保に努める。
・できる限り入札説明会を開催し業者への内容理解の促進。						
・調査の実施等履行期間を十分に取るなど仕様書を見直し。		一方で、 ・過去実績として、同種業務のみならず類似業務も実績として評価するなど受注資格要件の緩和等				
・過去の成果物等をホームページ等において公開。		過去の成果物について、仕様書においてURLの明示 を引き続き実施。 また、政府広報経費において、今年度一者応札案件について、個別にアンケート調査及び回答分析を実施。	平成25年度一者応札案件(平成26年度も継続のもの)122件のうち32件が複数者応札に改善。	○	個別事業の調査結果としても、全体的な傾向と同様に、事前審査(技術提案書)の必要書類が多い、業務実施体制・過去実績要件が厳しいとの回答が多く、加えて、業務実施における人員確保や事業全体の一括受注が困難という意見も多かった。	過去の成果物など参考資料について、引き続き、可能な限り見やすい形での提示。 引き続き、同種又は類似案件の調達について、仕様書等を改善すべく検討に資する。
→発注条件の緩和や事前調査による一者応札の解消						
・受注実績、資格要件についての緩和を検討						
・過度に良質な条件、性能を求めものとなっていないかを検証		過去実績として、同種業務のみならず類似業務も実績として評価するなど、受注資格要件の緩和等を実施(再掲)。				
・業務の効率性を損なわない範囲で発注業務の分割、新規参入者を確保		調達予定案件の公表、市場価格調査の実施、メールマガジンの発信により、入札公告に先立って積極的に事前の情報発信を実施。				
・入札に参入可能な事業者の事前調査						

平成26年度内閣官房及び内閣法制局・内閣府本府調達改善計画の上半期自己評価結果
(対象期間:平成26年4月1日～平成26年9月30日)

平成26年11月14日
内閣官房及び内閣法制局・内閣府本府

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成26年度に開始した取組			目標の進捗状況		
→一者応札による落札率の高止まりの解消						
・入札説明書の交付簿を一者ごとの単票にする。 ・総合評価落札方式(提案書)又は事前審査提出書類等のある案件で、一者応札が続いている案件のうち、可能なものについては提案書等の提出時に入札書を併せて提出する調達手法とする。	○	入札説明書の交付簿を、説明書の交付を受けた者が一覧表に事業者名を記載する方式から名刺等を受け取る方式に変更。 可能なものは提案書提出時に入札書を提出する方式を実施。一方、複数者応札が見込める事案については、入札書を開札時までの提出とする方法を併用。	入札説明書を取りに来た他の事業者名や事業者数が知ることができないことによる競争性の向上を期待。 応札者が、他の応札者や応札者数が解らない仕組みのため、一者応札による高止まりを防止する効果を期待。	○	・本取組における定量的な効果の検証が困難。 ・平成26年8月より導入した電子調達システムの技術提案書と入札書の同時提出の機能など、操作の習熟が必要。 ・複数の応札者がいた場合の競争性の効果が期待できなくなる恐れがある。	26年度下半期も引き続き実施。
・上記の取組を行った結果、一者応札が継続する場合は随意契約に移行し価格交渉を実施(再掲)	Ⅲ. 1. (4)①に記載					
(2)庁費類(汎用的な物品・役務)の調達						
①共同調達の実施 →参加官庁の調達事務を大幅に軽減し、スケールメリットの活用。						
・汎用的な消耗品(OA消耗品、コピー用紙等)の調達や役務契約(遠記、荷物の配送等)を対象に、引き続き幹事官庁として共同調達を実施。	—	上半期16件(15品目)の共同調達を幹事官庁として実施。 ①荷物等の配送業務(内閣法制局、宮内庁、特定個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁) ②会議等の遠記業務(特定個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁) ③コピー用紙(内閣法制局、宮内庁、特定個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁) ④事務用消耗品(内閣法制局、宮内庁、特定個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁) ⑤プリンター用及びFAX用トナー等(内閣法制局、宮内庁、特定個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁) ⑥新聞記事のクリッピング作業(消費者庁) ⑦いす用レース等のクリーニング業務(消費者庁、復興庁) ⑧ガソリン及び軽油(平成25年度上半期、下半期(計2件))(内閣法制局、特定個人情報保護委員会、消費者庁) ⑨一般定期健康診断(内閣法制局、特定個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁) ⑩婦人科検診(内閣法制局、特定個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁) ⑪電動アシスト付自転車の賃貸借等業務(特定個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁) ⑫トイレトーパー(宮内庁) ⑬電球・蛍光灯(宮内庁) ⑭国会議員要覧等(内閣法制局、宮内庁、特定個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁) ⑮給与小穴法等(新規)(内閣法制局、宮内庁、消費者庁、復興庁)	参加官庁の調達事務負担を軽減。新たに「特定個人情報保護委員会」が多くの品目において参加。 個別案件については以下のとおり。 ①荷物等の配送業務 総価換算比較で2.6%アップ ②会議等の遠記業務 前年度同額(1時間当たり@20,000) ③コピー用紙 単価の引下げはなかった(25'→26'8%up)。 A3:@1,175→@1,272 A4:@ 979→@1,060 B4:@1,468→@1,590 B5:@ 737→@ 795 ④事務用消耗品 対前年度同品目(219品目)において93品目が単価引き下げ。 ⑤プリンター用及びFAX用トナー等 対前年度同品目(153品目)において152品目が単価引き下げ。 ⑥新聞記事のクリッピング作業 不調(参加者無し。) ⑦いす用レース等のクリーニング業務 対前年度同品目(27品目)において19品目が単価引き下げ。 ⑧ガソリン及び軽油 25年度からの供給スタンドの位置条件緩和(半径1km→2km以内)により引き続き3者応札(25'上→25'下→26'上(→26'上変更)→26'下) ハイオク:@168→@166→@163(→@168)→@167 レギュラー:@158→@156→@153(→@158)→@157 軽油:@133→@125→@138(→@143)→@143 ⑨一般定期健康診断 39項目中20項目で単価変更があり、うち17項目で単価引下げ。 ⑩婦人科検診 3項目中2項目で単価アップ、1項目単価引下げ。 ⑪電動アシスト付自転車の賃貸借等業務 前年度同額(1台1月当たり@5,800)。 ⑫トイレトーパー 単価の引下げはなかった(25'→26')。1個当たり@19.5(5者応札)→@25(2者応札) ⑬電球・蛍光灯 対前年度同品目(31品目)において28品目が単価引下げ。 ⑭国会議員要覧等 単価の引下げはなかった。 ⑮給与小穴法等 新たな部局の発足に伴い購入部数が増加したため、これまで各組織ごと少額随契にて調達していたものを新たに共同調達を実施。	○	全般的に、現状の共同調達の枠組みによる発注単位の継続には、これ以上のスケールメリットの効果は期待薄。 参加省庁の調達事務の軽減が図られる一方で、幹事省庁の負担が増えている現状がある。 また、今上半期においては、 ⑥新聞記事のクリッピング作業 において ・業者側が、複数省庁の業務を1つの契約で受注する体制が整わないという理由で応札辞退。今年度は、内閣府と消費者庁を個別の契約とした。 という実態もあった。	26年度下半期、27年度調達において引き続き共同調達を実施。
・特に消耗品の調達については、実施品目の拡大、規格の調整、納入予定回数等の明記、納入箇所数の集約など、引き続き更なる仕様の見直しを実施。	—	消耗品の調達については、規格の調整、納入予定回数等の明記について仕様書の見直しを実施済。				
・調達品目をメーカーごとに分割して入札を実施するなど、効率的な調達方式を検討・試行。	○	プリンター用及びFAX用トナー等について、メーカーごとの分割入札の有効性についてヒアリングを実施。	—	○	ヒアリングにおいて、メーカー毎の購入を行う場合は、他社が参入できないケースもあるため、単価増になる可能性があるとの意見があった。	プリンター用及びFAX用トナー等については、現状の共同調達の方法によりスケールメリットが働いており、現段階ではメーカーごとの分割入札を導入する必要性は低いと思われる。
②価格交渉の実施、外部専門家による価格交渉の推進(再掲)	—					Ⅲ. 1. (1)に記載

平成26年度内閣官房及び内閣法制局・内閣府本府調達改善計画の上半期自己評価結果
(対象期間:平成26年4月1日～平成26年9月30日)

平成26年11月14日
内閣官房及び内閣法制局・内閣府本府

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成26年度に開始した取組			目標の進捗状況		
(3)主要経費における調達						
◎特殊かつ専門性が高い2経費(約600億円 ※うち国債約300億円)						
当該経費(宇宙関係経費、遺棄化学関係経費)にかかる個々の契約案件については、特殊で専門性が高い仕様となっているため、引き続き外部有識者による調達の事前審査及び事後検証や民間コンサルティング会社等の進捗管理等により経費の削減を目指す。また、契約後に代価が確定する契約については悪質な過大請求を未然に防ぎ、また過大請求があった場合にその結果として被った損害額を補償させるよう違約金に関する特約条項を盛り込み契約手続きの厳正な執行に努めるとともに、宇宙関係経費については、契約に係る過大請求等の不正事案の発生を未然に防止するため、関係調達機関と連携して契約相手方に対する制度調査(企業の会計制度の信頼性を確認するための調査)を行う。	-	【宇宙関係経費】 情報収集衛星関係経費については、 ・今まで単年度契約であったものを国庫債務負担行為を活用するとともに、価格交渉を行い経費の削減を図った。 ・関係調達機関と連携して契約相手方に対する制度調査を行うとともに、職員に対する研修を実施。 【遺棄化学関係経費】 ・随意契約案件について価格交渉を行った際に、民間コンサルティング会社及び事業参与等の活用により経費の適正性の確保に努めた。	【宇宙関係経費】 情報収集衛星関係経費については、 ・国庫債務負担行為を活用するとともに価格交渉を行い、単年度当たり、約32百万円(5年国債で総額、約160百万円)の削減を図った。 ・契約相手方による過大請求等の不正事案の発生を未然に防止している。また、10月末に「調達業務及び監査業務に関する研修」を実施し、職員の能力向上を図った。 【遺棄化学関係経費】 随意契約案件について価格交渉を行った結果、当初提示額に比べ4,901万円の削減が図られた。	○	-	26年度下半期も引き続き実施。
◎政府広報経費(約65億円)						
引き続き、広報テーマに応じ、新しいメディアへの対応も含めた広報効果の確保を図るため、創意工夫のできる企画競争(随意契約)を活用することに加え、一定の年間広報枠の調達については、一般競争入札(総合評価)により適時適切な広報を実施するための機動性を高めつつ経費の削減を目指す。	-	引き続き、創意工夫の可能な企画競争(随意契約)を活用しつつ、一定の年間広報枠の調達については、一般競争入札(総合評価)により経費の削減を図った。	適時適切な広報を実施するための機動性を高めつつ、26年度上半期(一般競争入札(総合評価)で調達)は、企画競争(随意契約)で調達した23年度上半期と比較して、新聞記事下広告で約1,630万円、テレビスポットCMで約2,490万円の経費を削減。 なお、同様に一般競争入札(総合評価)で調達した25年度上半期と比較すると、新聞記事下広告で約4,830万円、テレビスポットCMで約340万円の経費が増加している。	△	26年度上半期は、企画競争(随意契約)で調達した場合と比較して、経費を削減している。なお、一般競争入札の結果により、前年度同期と比較して経費が増加している。 ※今回初めて一者応札となった。	26年度下半期も引き続き実施。
◎防災関係経費(約37億円)						
引き続き一者応札案件について競争入札による調達費用低減効果がより発揮されるよう十分な公告期間を確保するとともに、仕様書の業務内容の明確化や調達案件の事前公表等により競争性を高め経費の削減を目指す。	-	引き続き一者応札案件について競争入札による調達費用低減効果がより発揮されるよう公示開始日の前倒し、仕様書の明確化や発注予定の事前公表等により競争性を高め経費の削減を図った。	平成25年度1者応札案件(平成26年度も継続のもの)のうち2件が複数者応札に改善。複数者応札になった2件については、それぞれ以下のとおり改善された。 ・落札率84%→81% 削減額 3百万円 ・落札率92%→68% 削減額 3百万円	○	-	26年度下半期も引き続き実施。
◎勲章製造等関係経費(約26億円)						
一部の調達について、引き続き公募を実施し競争性を高めるとともに、一部の案件については、調達品目の一部を分割して公募を実施し、競争性を高める新たな取組を行うことにより経費の削減を目指す。また、競争入札において一者応札が継続している一部の調達については、公募による随意契約に移行し、価格交渉を行うことにより経費の削減を目指す。なお、常時、調達案件の事前公表を行い、受注可能性のある事業者への積極的な情報提供を実施する。	-	一部の調達について、引き続き公募を実施し競争性を高めるとともに、競争性を向上すべく同種の調達が可能と思われる者からヒアリングを実施。	公募案件について、一者応札が続いていた一部の調達について新規参加者があり、競争性が高められた。また、随意契約案件については、契約相手方と価格交渉を行った結果、29,678千円(対前年度予算比2.5%)を削減。	○	-	公募案件について、参加意思を表す者が存在したことから、引き続き受注可能性のある事業者への積極的な情報提供を推進する。

平成26年度内閣官房及び内閣法制局・内閣府本府調達改善計画の上半期自己評価結果
(対象期間:平成26年4月1日～平成26年9月30日)

平成26年11月14日
内閣官房及び内閣法制局・内閣府本府

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成26年度に開始した取組			目標の進捗状況		
3. その他の取組						
調達手続の事前準備の充実・強化						
主要経費に掲げている事業等のうち継続して実施している事業について、可能な限り早期に準備を開始し、調達に必要な情報収集・情報発信に努める。	○	勲章製造等関係経費の一部調達において、同種調達が可能と思われる者からの事前ヒヤリングを実施(再掲)。	ヒヤリングに基づき、1者応募が続いている一部調達について仕様の分割による公募の結果、新規参加者があった(再掲)。	○	-	26年度下半期も引き続き実施。
事後検証の試行						
・主要経費に掲げている事業等のうち一部の案件(特に継続する随意契約案件を対象として)について、契約履行後における仕様書、見積書の内容について事後検証を試行的に実施。	○	平成27年度の契約に向けた取組として、「平成26年度消費税価格転嫁等総合相談センター運営業務」について、調達アドバイザーによる積算内訳の事後検証を実施。	調達アドバイザーの視点による指摘に基づき、積算内訳の再精査・確認を実施。アドバイザーからの助言は今後の予定価格の積算に反映するとともに職員のスキルアップにも寄与。	○	-	26年度下半期も引き続き実施。
調達に関する事項の情報共有						
・業務区分に応じ、同・類似案件の入札方式、予定価格の積算方法、応札回数・落札率などの参考情報を掲示板に掲載。	○	「調達に関する事項の情報共有簿」を掲示板に掲載し、平成26年度の入札案件について情報共有を実施。	予定価格の積算方法や開札の状況等について、契約事務担当者間で情報共有し、参考に資する。	○	-	26年度下半期も引き続き実施。
国庫債務負担行為の活用						
・平成25年度は5事業について新たに国庫債務負担行為を導入。平成26年度も新規4事業について国庫債務負担行為を導入し予算要求へ反映。	-	平成27年度概算要求においても国庫債務負担行為を活用するよう各部署を指導。	国庫債務負担行為制度は各部署に浸透し、新規事業3件を要求。	○	-	今後とも国庫債務負担行為を活用するよう指導。
人事評価制度の有効活用						
・人事評価記録書(能力評価)に業務の効率化・合理化の評価項目を22年度に新たに追加。	-	引き続き「内閣府人材育成・活用方針」に基づき業務効率化について人事評価に反映。	各職員のコスト意識の向上。	○	-	26年度下半期も引き続き実施。
「内閣府人材育成・活用方針」(平成23年12月26日内閣府事務次官決定)に業務の効率化・合理化について評価することを明記。	-	期首面談において可能な限り各職員の目標に業務効率化の取組みについて具体的に掲げるよう指導。				
・当該方針に基づき、業務の効率化、合理化等について評価に反映。	-	適宜人事評価に反映した。				
調達等の専門家の養成・外部専門家の活用						
・情報システムなど専門的な仕様書や予定価格の作成等における外部専門家を活用、職員のスキルアップを図る。	-	Ⅲ. 1. (1)②に記載				
・復興庁、消費者庁の担当者も対象とした研修について、カリキュラムを見直し調達アドバイザーによる講演時間を更に増やし、具体的な事例を題材にした実践的なものとして更なる職員の価格交渉のスキルアップを図る(再掲)。	-					
・民間企業等の調達手法を参考に、経費が削減できるような調達手法を研究する。	○	下半期に民間企業を訪問し、調達状況について意見交換する予定。	-	-	-	下半期に民間企業訪問予定。
カード決済						
・引き続き水道料金について実施。現金及び小切手の取り扱いを削減して支払事務の簡素化。	-	平成24年4月より継続して水道料金のカード決済を実施。	小切手による支払事務を廃止し担当者の事務負担を軽減。	○	-	26年度下半期も引き続き実施。
・電子図書等の購入におけるカード決済の導入に向けた具体的な検討。	-	カード決済導入に向けて、関係機関との意見交換、導入に向け具体的な個別事案(学会参加費、電子図書購入など)にかかる検討を実施。	-	○	-	26年度下半期においても、引き続き関係機関との検討を継続。
旅費の効率化						
・アウトソーシングの実施部局を拡大。	-	4月から対象部局を拡大(43→51部局)。	対象部局の拡大により、更に出張者のチケット手配の事務負担の軽減及び大口割引の適用により旅費の削減(パンフレット表示価格から更に5%引き)が図られる。	○	-	26年度下半期も引き続き実施。
・割引制度や出張パック商品等を最大限活用。						
仕様書の模範例の情報提供						
・調達部局の事務軽減及び調達内容の品質確保等に資するため掲示板に掲載。	-	引き続き、内閣府掲示板に仕様書模範例を掲載。	調達事務担当者の業務の参考となった。	○	-	26年度下半期も引き続き実施。

平成26年度内閣官房及び内閣法制局・内閣府本府調達改善計画の上半期自己評価結果
(対象期間:平成26年4月1日～平成26年9月30日)

平成26年11月14日
内閣官房及び内閣法制局・内閣府本府

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成26年度に開始した取組			目標の進捗状況		
障害者就労施設等からの物品等の調達						
・障害者就労施設等に対して、「内閣府・内閣官房調達情報メールマガジン」を周知し、調達の推進に努める。	○	東京都の障害者就労施設に対して内閣府・内閣官房調達情報メールマガジンの案内を送付。	障害者就労施設の参入機会の拡大(3社から18件調達)。	○	—	26年度下半期も引き続き実施。
適正な物品管理等						
・備品、消耗品の更なる適正な在庫管理等に努め、新規調達物品を縮減する。	○	新規に備品等を調達する場合は、在庫品と突合の上、必要最低限の購入を行い、在庫の供用を行っている。また、各供用官には、購入する前に在庫品の照会をするよう、研修でも周知。	適正な在庫管理により、在庫物品(592点)の供用を行い、新規調達物品の縮減が図られた。	○	—	26年度下半期も引き続き実施。
・民間倉庫に保管している物品について適正な処分に努める。	○					
IV. 調達改善計画の実施状況の把握						
計画の進捗状況については、半期ごとにとりまとめる。	—	計画の進捗状況を自己評価の上、公表。	—	○	—	26年度下半期も引き続き実施。
V. 自己評価の実施方法						
上半期終了時点及び年度終了時点における計画の達成状況、調達の具体的な改善状況等について評価し公表する。 なお、評価においては入札等監視委員会や内部監査の事後検証・評価機能を活用し、評価の精度を高める。また、自己評価結果には、次の内容を盛り込む。 ・実施した取組内容及びその効果 ・目標の達成状況 ・実施において明らかになった課題 ・今後の調達改善計画の実施や策定に反映すべき事項 等	—	上半期終了時点及び年度終了時点における計画の達成状況、調達の具体的な改善状況等について評価し公表。	—	○	—	26年度下半期も引き続き実施。
VI. 調達改善の推進体制						
1. 外部有識者の活用方法						
取組の推進に当たっては入札等監視委員会や調達アドバイザーの意見を積極的に活用するものとする。特に、調達の適切性や透明性の確保、効率性の向上といった視点で、問題点の抽出、取組に対する監視、指導、助言等を求めるものとする。	—	上半期の自己評価について調達アドバイザー及びCIO補佐官から助言をいただいた。	—	○	—	26年度下半期も同様に実施。
2. 推進体制の整備・推進状況のフォローアップ						
「内閣官房及び内閣法制局・内閣府本府調達改善推進チーム」を設置し、調達改善を推進するための体制を整備する。 推進チームにおける会合は必要に応じ開催する。また、内閣府大臣官房参事官(会計担当)の主催により調達改善計画の推進状況のフォローアップのための実務者会合を半期に一度開催し、進捗状況を推進チームへ報告する。	—	内閣府大臣官房参事官(会計担当)の主催による調達改善計画の推進状況のフォローアップのための実務者会合を適宜開催し、推進チームに上半期自己評価結果を報告。	—	○	—	26年度下半期も引き続き実施。
3. 内部監査の活用						
毎年度作成する「会計事務監査実施方針」の監査の重点項目として、調達改善計画の進捗・改善状況等を掲げ、計画の検証・評価を行う。	—	調達改善計画の進捗・改善状況等について、実地監査において検証・評価を実施。	一者応札案件の適切な改善や見直し及び調達改善計画の進捗・改善状況の項目について、指摘事項を監査報告書に掲記。	○	—	26年度下半期も引き続き実施。
VII. その他						
1. 自己評価の公表						
計画に関する取組状況等については、ホームページにおいて公表する。	—	計画に関する取組状況等については、ホームページにおいて公表。	—	○	—	26年度下半期も引き続き実施。
2. 計画の見直し						
指針の改定、計画の進捗状況等を踏まえ、必要な場合には、所要の見直しを行い、公表する。	—	—	—	○	—	26年度下半期も引き続き実施。
3. 所管独立行政法人への要請						
所管独立行政法人が、本計画に準じた調達改革の取組を実施するよう要請する。	—	所管独立行政法人へ本計画に準じた調達改革を実施するよう要請。	—	○	—	26年度下半期も引き続き実施。

平成26年度内閣官房及び内閣法制局・内閣府本府調達改善計画の上半期自己評価結果
(対象期間:平成26年4月1日～平成26年9月30日)

平成26年11月14日
内閣官房及び内閣法制局・内閣府本府

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容	取組の効果	実施において明らかとなった課題等	今後の対応
	平成26年度に開始した取組		目標の進捗状況	

○その他の取組(調達改善計画で記載していない事項)

実施した取組内容 平成26年度に開始した取組	取組の効果	実施において明らかとなった課題等	今後の対応	
「成績評定」の評定実施後における入札参加要件の注意喚起の実施	役務契約の品質確保対策について、成績評定を実施する場合における入札説明書に、「成績評定の結果改善すべき内容があり、当該部分が改善されない場合には、以後の入札に参加できない場合がある。」旨明記することとした。なお、履行体制証明書にもその旨明記。	品質確保について、応札者への注意喚起。	—	26年度下半期も引き続き実施。
男女共同参画等の調査等役務契約における男女共同参画関係の評価の実施	「女性の活躍促進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」(平成26年9月2日内閣府特命担当大臣(男女共同参画)決定)に基づき、男女共同参画等の調査・広報・研究にかかる契約の総合評価落札方式又は企画競争において、応札企業の女性の活躍推進等関係について評価の対象とする旨関係部局に周知し、当該案件の一部について実施。	2件の総合評価落札方式案件において、審査項目に女性雇用率及び女性管理職の割合を評価の対象とした調達を実施。	—	26年度下半期も引き続き実施。
技術提案書における再委託を前提とした実施体制評価の取組	10/3開催の入札等監視委員会での議論を踏まえ、以後、全ての総合評価落札方式における技術提案書提出要領において、「再委託等を前提とする場合には、その旨提案書に記載すること。」及び「再委託等先を含め実施体制図の提出を求めること。」を明記し、技術等評価において、再委託がある場合の再委託先を含む組織の実施体制を評価項目とすることとした。	—	—	26年度下半期も引き続き実施。
複合機一部機能の再周知	コピー機(複合機)でのプリントアウトした際の資料滞留、取り違い、不要印刷の防止等について、現在配備している概ねの複合機に備わっている機能の一部(セキュリティプリント機能(ゼロックス)、機密印刷機能(リコー))を改めて周知し、機能活用による不要印刷の防止、コピー用紙節減等に向けた注意喚起を実施。	資料の取り違いによる再印刷や、誤操作印刷指示の取消による不要印刷を防止することにより、コピー用紙使用の節減が可能。	—	26年度下半期も引き続き実施。

外部有識者からの意見聴取の実施状況

会議等名称:調達アドバイザー(野本経営研究所所長)

開催日時:平成26年10月31日

外部有識者からの意見	意見に対する対応
○企画競争から総合評価落札方式への移行や総合評価落札方式における価格点割合の引上げといった調達手法等の変更により、履行上の品質低下等の問題が起きていないかについて、事後検証が必要ではないか。仮に失敗した事例においても、検証により経験値をためて次回以降に資する事は重要と考える。	○ご指摘を踏まえ、今後、事後検証の方法等を検討することとしたい。

会議等名称:CIO補佐官との意見交換

開催日時:平成26年10月30日～11月4日

外部有識者からの意見	意見に対する対応
○システム関係経費における「部局横断的にCIO補佐官の助言」については、実際に依頼を受けた案件について助言を行っており、取組の実績は記述のとおり。調達改善のため、業務効率及び国民サービスを向上し、費用対効果を高める助言を行った。また、昨今の攻撃動向を踏まえたセキュリティ向上策、運用と機器導入のバランスに配慮したセキュリティ対策を助言した。	○引き続き実施したい。
○調達メールマガジンの発行については、調達情報の発信では有意義である。一方で、公的機関の全調達情報をメルマガで発信している商用の有料サービスがあり、それを活用している企業もある。今後も個別に内閣府の情報を必要としている業者もいるので、本メルマガによる継続的な情報提供サービスは重要である。さらに、メールマガジンの効果の把握に努めるべきである。	○引き続きメールマガジンの配信を実施し、有意義な調達情報の提供に努める。また、メールマガジン配信先へアンケートを行うなど、メールマガジンの効果を把握すべく検討を行う。
○仕様、品質、納期を厳守するためには、能力を有する適正な業者選定が必須である。重要案件については、総合評価方式を採用し、外部有識者やCIO補佐官を交え、案件に応じて、評価項目の選定や評価ウェイトを適正化を行い、業者の能力を総合的に判断し、業者を選定すべきである。	○総合評価方式の積極的な採用に努めるとともに、外部有識者やCIO補佐官を交え、業者の能力を総合的に判断し、業者を選定するようにしたい。